

令和7年度第3回鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会議事概要

1 日 時

令和7年11月21日（金） 13:30～15:00

2 会 場

鳥取市役所本庁舎 2階 多目的室1

3 出席者

(1) 委 員

会長 佐藤委員 会長代理 山本（宏）委員
石井委員、下石委員、中尾委員、藤井委員、宮脇委員、
邨上委員、山本（孝）委員、（50音順）9名出席

(2) 鳥取市 市民生活部協働推進課

小森課長、酒本課長補佐、原田係長、中林防犯専門員

4 議 事

(1) 報告事項

- 第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画（案）に関する市民政策コメントの実施結果について ……【資料1】、【資料2】

(2) 協議事項

- 安全で安心なまちづくり功労者表彰候補者の選考について

5 議事概要

(1) 報告事項

- 第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画（案）に関する市民政策コメントの実施結果について

事務局が【資料1】に基づき、次期基本計画（案）に関し、第2回協議会での意見を踏まえて変更・加筆した

- ・ 「防犯活動の範囲」を「犯罪や不良行為者のい集（たむろすること）など

の迷惑行為」と明確化

- ・ 「協働」の姿がイメージできる表現に変更
- ・ 「再犯防止対策の推進」を一般的な防犯対策と体系的に分離し、用語の注釈を追加

について説明した後、【資料2】に基づき、市民政策コメントで市民から寄せられた意見と鳥取市の考え方について説明した。

(会 長)

基本計画案は、事務局の方で綺麗にまとめていただいたと感じている。

市民政策コメントは、防犯カメラに関するご意見が多かった印象がある。防犯カメラについては、犯罪から守るのにどれだけコストをかけるのか、犯罪に巻き込まれてしまった時にどれぐらいのコストを払うのかという比較考量の問題だと思うが、防犯にコストをかけた方が安いというのが社会通念かと感じている。また、広報に関する意見があったが、これは市で鋭意努力していただきたい。

(会長代理)

県から防犯設備協会に依頼があり、米子、倉吉、鳥取地区と講演をさせていただいたが、鳥取市がやっているような、60歳以上の家庭へのセンサーライトなどの防犯機器購入に対する補助制度を知らない人が結構いた。そういう情報を全員に届けることは難しいが、広報活動をしっかりしないと伝わらないと思う。

防犯カメラは、インターネットやホームセンターで安く買える。まずは「鍵を掛ける。」から始めて、カメラを付ける。安全で安心なまちづくりで言えば、例えば「谷の入口」のような場所に防犯カメラを1つでも付けておけば、何かあったときに役に立つ。こういう取り組みは、数年後になって結果が出てくるので、基本計画ではなく、実施計画で盛り込んでいけば良いと思う。

また、パブリックコメントでは、防犯灯関係で、行政が費用負担して欲しいという意見もあった。LED 灯にすることによって、電気代が半分になるのに、電気代の高い蛍光灯を付けているところも多い。市としても補助をしているけれども、市の努力を知らない皆さんも多い。その辺りを、今は基本計画だが、今後の実施計画で押さえていけば、さらに良いものになるのではないかと思う。

広報は難しいが口コミなども利用していけば、良い方向に進むのではないかな。

(委員)

電気料金の話では、他の市では電気料金に対する補助があるところもある。鳥取市は、器具はつけてもらえるが、電気料金は自治会が負担するようになっているので、何か補助をしていただければありがたい。

(会長代理)

確かに器具の全額が無料だということもあるし、何割かしか負担しないという自治体もある。そこは鳥取市の財政力の話だと思っているが、どうか。

(事務局)

県内の状況で多いのは、設置や設置後の電気代等の維持管理費も地域で負担していただき、それに対して3分の1や2分の1といった上限を決めて補助してところが多い。鳥取市の場合は、無料で設置させていただいているが、電気料金については、地域で負担してくださいというお願いをしている状況である。防犯灯の電気代に対する補助はないけれども、町内会に対する活動補助金の中でご負担いただきたいというお願いをしている。

(委員)

地域が無駄なことをしているとは全く思っていないが、際限なくやっていると、無駄なものが増えてくる可能性もある。地域で「これぐらいがいい。」というところをしっかりと認識した上で設置してもらったり、それを維持していく知識を持ってもらった方が、効率は良くなるのではないかなと思う。

例えば、大きな補助金が出るということになれば、「ここも、あそこもつけてくれ。」ということになってしまうので、そうならないように必要性を考えていただき、ある程度地域で負担していただく方が逆に良いのではないかな。

(委員)

受益者は町内会という話があるが、町内会の組織率は6割前後しかない。だから、そこで何か一言言いたいという話だと思う。

(委員)

基本計画で気になっているのが、10年間という期間は長いと思う。4年から5年にした方が良いでしょうのではと思う。

(事務局)

基本計画は、10年間の基本方針を定めたもので、この度第3期基本計画を策定するものであるが、基本計画は施策の方向性を示すものであり、方向性としては、大きく変わっていない。社会情勢が大きく変わってきている中で、変化への対応策が必要な部分は、この後策定する実施計画の中で見直しをしていきたい。実施計画は、計画期間が5年となっているので、対応策が合わなくなってきたところは見直して、安全で安心なまちづくりを進めていきたい。基本計画の基本方針を変えざるを得ないような状況になれば、10年を待たずに変更を加えていきたい。

(2) 協議事項

安全で安心なまちづくり功労者表彰候補者の選考について

事務局が、表彰の根拠等を説明した後、**個人表彰候補**の功績概要等について説明したところ、委員から反対の意見等はなく、市長への推薦が決定した。

団体表彰候補の協議に先立ち、会長から、委員の1人が候補団体の役員であることから、公平性を担保するため、審議中退席の提案があり、全委員同意の上、関係委員が退席した後に協議を再開した。

協議再開後、事務局が**団体表彰候補**の功績概要等について説明したところ、委員から反対意見等はなく、市長への推薦が決定した。

関係委員が入室後、団体表彰候補を市長へ推薦する旨が告げられ、協議を再開した。

(会長)

表彰受賞者が年々減少している状況にある。本年は、幸い個人・団体ともに

候補があったが、候補が少なければ、選考というより、ただ承認しているだけになってしまうので、できれば裾野を広げていきたいと考えている。事務局に「安全で安心なまちづくり表彰」の趣旨を確認したい。

(事務局)

表彰の趣旨としては、個人、団体の長年の活動を顕彰することによって、本人あるいは団体に対する感謝の意を伝えるとともに、対象となる活動が有意義な活動であるということを広く一般に知らしめて、次の活動への動機付けとしていただきたいというものである。

(会 長)

表彰基準について、確かに継続的な活動は重要だと思うが、果たして10年が必要なのかという疑問がある。他機関の表彰基準が分かれば教えていただきたい。

(事務局)

この度市長への推薦が決定した団体は、過去に地区防犯協議会長と警察署長の連名表彰を受賞しており、本年度は、県防犯連合会長と警察本部長との連名表彰を受賞されたが、基準年数はどちらも「原則5年以上」と承知している。これより上位の中国管区の表彰は「原則5年以上で県防犯連合会表彰受賞者」が基準、全国表彰も概ね同様の基準であると承知している。

(会 長)

市長表彰と防犯連合会表彰の関係性はどうか。

(事務局)

地区防犯協議会表彰、県防犯連合会表彰、中国管区表彰、全国表彰の順で受賞が困難になっていくという流れがあるが、市長表彰は次の表彰に繋がっていくものではなく、単純に比較することは難しい。

(会 長)

他の表彰の「原則5年以上」と比較して、10年はかなり長いという印象が

あり、こういう活動をしてる人たちに、より活動を継続してもらえるような表彰であれば、5年よりも短く、3年ぐらいで、「もっと続けてください。」という意味で表彰するというように変更しても良いと思っている。沢山の人に応募していただき、私達が何人か候補を選んで、落選した方も次の年にまた応募していただければ良いと思う。現在、応募も少ない状況であり、他の委員の意見も聞かせていただきたい。

(委員)

自治会に入る人が少なく、活動しにくい中で、活動している個人・団体の励みになる表彰になるのであれば、3年程度でその活動を表彰して、活動を継続していただく動機付けになるのであれば、基準期間を短くするのも有りではないかと考える。

(委員)

自治会や地域のつながりの希薄さを感じており、地域の中で活動をしているも、その活動を認めてくれる人が少なくなっているのではないか。地域の中で一所懸命活動している方は沢山いる。このような表彰制度が目に残るよう皆さんに周知することが第一だと思っている。

(事務局)

表彰の募集をするに当たって、公式ウェブサイトで紹介し、各支所や公民館にもご案内を差し上げたが、やはり広報が少し足りなかったことは反省点である。もう少し皆さんの目や耳に入るような形での広報を心がけていく必要があると思っている。

(委員)

各団体から上がってくる候補者と市がピックアップした候補者を選考委員で選考していくという方法もあると思う。

各地区、校区の責任者が5年10年活動していて表彰されていなかったら、その後輩の人達は、表彰の候補者になっていかないのではないかなと思う。市から「だれかいませんか。」という投げかけをしてあげれば候補者が出てくるのではないかな。

(会 長)

表彰要綱を改正する手続きを伺いたい。

(事務局)

要綱の簡易な変更であれば、市民生活部長の決裁である。根本的な変更であれば、条例改正が必要となる可能性はある。

(会 長)

それでは、次回までに事務局と打合せをして、表彰要綱案を作って委員にお示しできればと思う。

表彰要綱の改正に向けて、検討を行うこととし、協議を終了した。

6 その他

○ 今後のスケジュールについて

・・・【資料4】

事務局が【資料4】に基づき、実施計画の策定等、今後のスケジュールについて説明を行った。

7 閉会